

様式4の3（随意契約）

抽出事案説明書

発注機関名：文化スポーツ部文化政策課

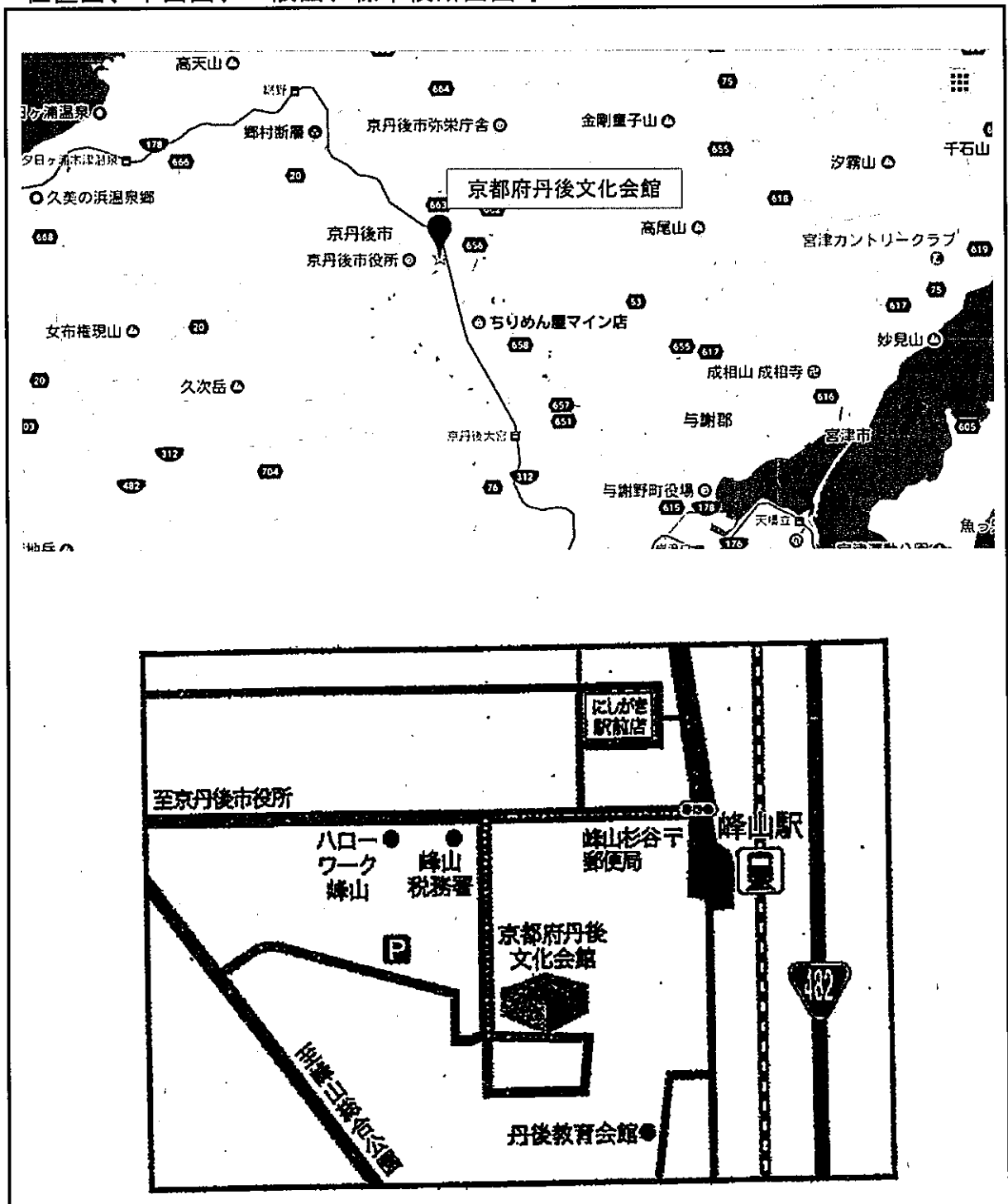
工事名	京都府丹後文化会館 自家発電機設置工事
工事概要	焼損事故により機能停止した非常用自家発電機を更新する。 ①自家発電機の設置 ②冷却水配管工事 ③排気配管工事 ④断熱工事 ⑤電気工事
随意契約とした理由	京都府丹後文化会館の自家発電機が焼損事故で作動しなくなる事態が平成29年3月4日発生。消防署と協議し、平成29年6月6日から仮設発電機設置により応急対応をしているが、9月末までに消防法に適合した設備更新を求められ、製作期間を含め2ヶ月半の工期を要することから競争入札に付す時間がないため。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約経過	見積依頼 平成29年6月28日 依頼者数 5者 ※当施設（京丹後市）から近隣に位置する丹後・中丹東・中丹西土木事務所管内の電気工事Ⅰ等級の資格を有し、同種工事の施工実績があるすべての業者を選定。 見積徴取 平成29年7月5日 見積者数 4者（1者辞退） 予定価格 19,980,000円（税込） （採用率） 94.8%
契約業者名	株式会社アート
契約金額	18,932,400円（税込）

工事概要説明資料

1 工事概要

- (1) 工事名 京都府丹後文化会館 自家発電機設置工事
- (2) 工事場所 京都府京丹後市峰山町杉谷1030
- (3) 工事概要 自家発電機の設置、冷却水配管工事、排気配管工事、断熱工事、電気工事
- (4) 工期 平成29年7月14日～平成29年9月29日（予定）

2 位置図、平面図、一般図、標準横断面図等



3 着工前、現況、完成後等の写真

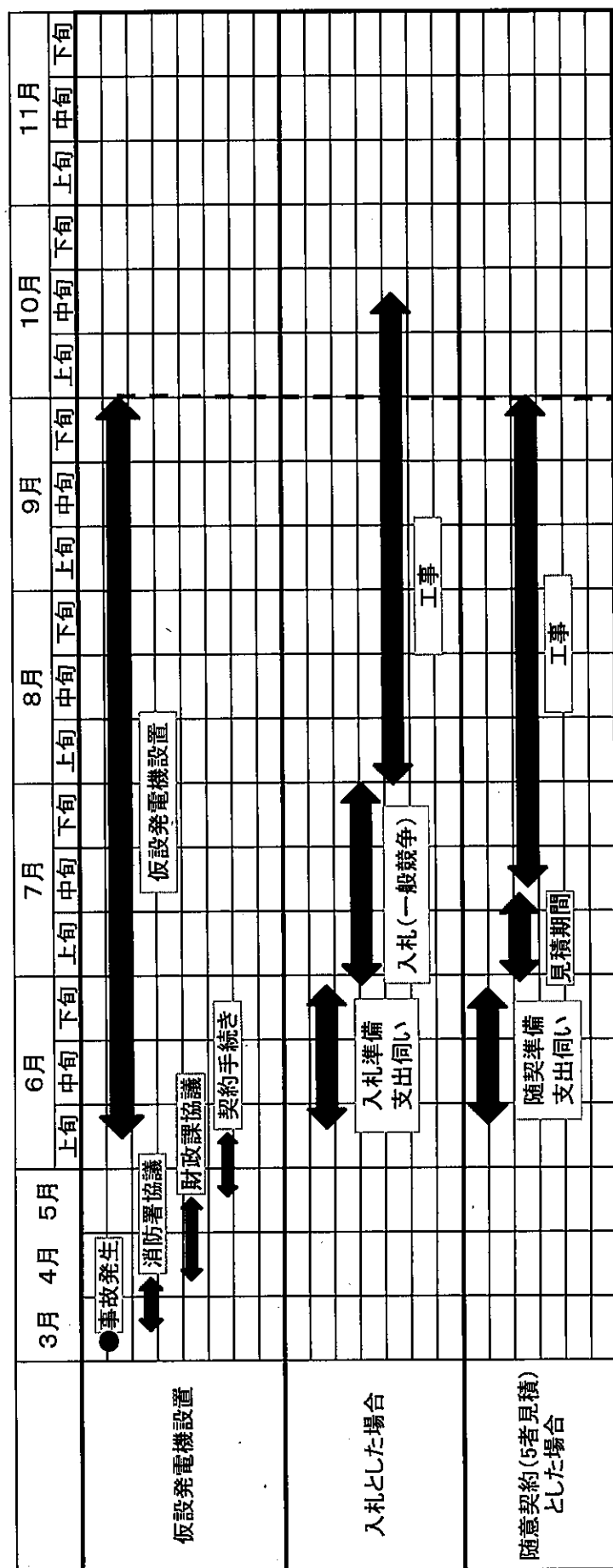
着工前（焼損事故後）



現況



丹後文化会館 自家発電機設置工事 発注スケジュール比較



消防署からの指摘

事故発生後、自家発電機が機能停止となった状態のままでは、開館継続を認められないが、緊急対応として仮設発電機を設置するならば、止むを得ず開館を認める。ただし、消防法上適切※ではないため、遅くとも9月末までに本設備更新することを条件に一時的対応として認める。

※消防法施行令により、本文化会館に設置されている消防設備である屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、排煙設備は非常電源を附置しなければならない。

設置できる機械の検討

本設備を設置している機械室に収容可能なサイズかつ消防認定品である条件を満たすためには、機械のサイズが大きな空冷式ではなく水冷式の三菱電機製「PG 220QX-W-NJ」しかないことが複数の業者聞き取りで判明した。

製作者より聞き取り

本設備は受注生産となるため、製作期間を含めた工事期間は2ヶ月半を要する。

消防法（抜粋）

第五条 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。

消防法施行令（抜粋）

(屋内消火栓設備に関する基準)

第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第一項第二号及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分(別表第一(十二)項イ又は(十四)項に掲げる防火対象物に係るものに限る。)並びに第一項第五号に掲げる防火対象物又はその部分 次に掲げる基準

へ 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

二 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分で、前号に掲げる防火対象物又はその部分以外のもの 同号又は次のイ若しくはロに掲げる基準

イ 次に掲げる基準

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

ロ 次に掲げる基準

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

七 スプリンクラー設備には、非常電源を附置し、かつ、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口形の送水口を附置すること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。

(排煙設備に関する基準)

第二十八条 排煙設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

2 前項に規定するもののほか、排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

四 排煙設備には、非常電源を附置すること。

入札（見積）結果報告書

工 事 名	京都府丹後文化会館 自家発電機設置工事				
工 事 場 所	京都府京丹後市峰山町杉谷 1 0 3 0				
予 定 価 格	19,980,000 円	最低制限価格	－	工事期間	着工 契約日又は契約日の翌日 完成 平成 29 年 9 月 29 日
入札書比較価格	18,500,000 円	入札書比較価格	－		
上記の工事について、下記のとおり見積を徴収しましたので、その結果を報告します。 平成 29 年 7 月 12 日 京都府知事 山田 啓二 様 文化スポーツ部文化政策課長					
入札場所	京都府文化スポーツ部文化政策課内			日 時	平成 29 年 7 月 12 日（水）
第 1 回入札（見積）		第 2 回入札（見積）		入札者 氏 名	摘 要
順 位	金 額	順 位	金 額		
1	17,530,000 円			株式会社アート （舞鶴市）	採用 18,932,400 円 （税込）
2	22,600,000 円			奥滝電気株式会社 （京丹後市）	24,408,000 円 （税込）
3	28,150,000 円			株式会社山添電気 （与謝野町）	30,402,000 円 （税込）
4	34,900,000 円			井上株式会社 （福知山市）	37,692,000 円 （税込）
				藤村電業株式会社 （京丹後市）	見積辞退

※上記金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）が会計法上の落札金額である。